

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部慶弔金細則

(目的)

第1条 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部規則（以下「支部規則」という。）第20条の規定により相互扶助の精神に基づき会員およびその家族の福利厚生を目的としてこの細則を定める。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、支部規則第20条第1項各号所定の条件により、会員またはその家族に給付を行う。

(財源)

第3条 前条の給付の財源は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部一般会計とする。

(給付の額)

第4条 第2条の給付の額は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| 一 | 支部規則第20条第1項第一号の給付 | 3万円 |
| 二 | 支部規則第20条第1項第二号の給付 | 2万円 |
| 三 | 支部規則第20条第1項第三号の給付 | 1万円 |
| 四 | 支部規則第20条第1項第四号の給付 | 5千円 |
| 五 | 支部規則第20条第1項第五号の給付 | 3千円 |
| 六 | 支部規則第20条第1項第六号の給付 | 3万円以内 |
| 七 | 支部規則第20条第1項第七号の給付 | 3千円 |
| 八 | 支部規則第20条第1項第八号の給付 | 5千円 |

2 前項第一号、第四号または第五号の給付を行う場合、花輪または生花を副えて給付することができる。

3 本条第1項第六号の額は、役員会で決定する。

4 前項の役員会は、書面、電話または電子メールによる会議に替えることができる。

(請求)

第5条 会員またはその遺族が、支部規則第20条各号所定の給付を受けようとするときは、別紙の福利厚生給付請求書に必要な書類を添付して、支部長に提出しなければならない。